

角田市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成29年1月6日

角田市監査委員 南部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇

(写)

角 監 第 48 号
平成28年12月28日

角田市長 大 友 喜 助 殿

角田市監査委員 南 部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

定期監査 (地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」の監査)

2. 監査の対象

総 務 部：総務課、秘書広報室、防災安全課、政策企画課、財政課、公共施設長寿命化対策室、税務課

市民福祉部：市民課、生活環境課、保険年金課、健康推進課、社会福祉課（総合保健福祉センター、地域包括支援センター）、子育て支援課

産業建設部：農政課、商工観光課、道の駅整備室、土木課、建築住宅課、下水道課
水道事業所

3. 監査の期間

平成28年10月18日（火）から同年11月17日（木）まで

4. 監査の範囲

平成28年9月末日現在の平成28年度予算の財務、工事、その他の事務執行及び平成27年度補助金等交付分。また、平成27年度予算の執行及び財務事務処理等であっても監査を必要としたもの。

5. 監査の方法

監査に当っては、あらかじめ調書及び関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び関係法令等に則り合理的、効率的に執行されているかを主眼として、関係書類・帳簿等の検査・照合するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、事務の一部に次のとおり改善・検討する事項が認められたので、必要な措置を講じ適正な事務執行に努められたい。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項、軽易な事務処理誤り等については、その都度関係者に指摘し、改善を要望したので、記述を省略する。

○各種住民健診の事務取扱について

各種住民検診委託料は受診者の自己負担金も含めた内容の単価契約を締結している。受診者から徴収した自己負担金は、医療機関等の収入として市の歳入には入れないこととし、市は健診費用から当該自己負担相当額を控除した残りの額を支払う方法を取っている。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第210条は、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」と規定し、総計予算主義について定めている。これは市民や議会に対し、予算書・決算書を通して事業の実施に必要な収入と支出を明らかにすることで、経理の適正化や予算執行についての市の責任の明確化を求める規定である。前述の事務取扱は、個別健診のスタートがきっかけで、市民サービス向上と職員の事務処理負担軽減を図る等の理由により始まったもので、今年度からは集団検診においても自己負担金を健診実施機関に直接収納させる方法に変更した経緯がある。しかしながら、この方法では収入支出の全体像が見えず、市の財政活動が予算を通じて把握することができないため、総計予算主義に反する疑いがある。

また、自己負担金は私法の原則によりサービスの対価としてその実費を受診者が負担するもので、市の債権は生じないとの考えで医療機関等に直接収納させているが、歳入予算として計上しないのであれば単価契約に自己負担相当額を含める必要もないことになり、契約金額の適正性の観点で問題がある。

以上のことから、市、医療機関等及び受診者の債権債務の所在を明確になるよう、事務処理を整理し、改善を検討するよう要望する。